

# 独立行政法人航空大学校法人文書の開示の実施の方法に関する定め

制定 平成14年9月24日 空大総 第177号  
改訂 平成18年3月30日 空大総 第199号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に規定する独立行政法人航空大学校（以下「大学校」という。）の法人文書開示の実施の方法に関して次のように定める。

第1条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

一 文書又は図画（次号から第四号まで又は第4項に該当するものを除く。）  
当該文書又は図画（法第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第一号に定めるもの）

二 マイクロフィルム

当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの

三 写真フィルム

当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの

四 スライド（第五項に規定する場合におけるものを除く。次項第四号において同じ。）  
当該スライドを専用機器により映写したもの

第2条 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 文書又は図画（次号から第四号まで又は第4項に該当するものを除く。）

イ 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本工業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。以下同じ。）又は光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第三号ホにおいて同じ。）複写したものの交付

二 マイクロフィルム

当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番（以下「A4判」という。）の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

### 三 写真フィルム

当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

### 四 スライド

当該スライドを印画紙に印画したものの交付

第3条 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第14条第1項の政令で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 録音テープ（第五項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク

次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表第一の五の項ロにおいて同じ。）に複写したものの交付

二 ビデオテープ又はビデオディスク

次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

三 電磁的記録（前二号、次号又は次項に該当するものを除く。）

次に掲げる方法であって、法人がその保有するプログラムにより行うことができるもの

イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表第一の七の項ロにおいて同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）

ニ 当該電磁的記録をA3版以下の大きさ用紙にカラーで出力したものの交付

ホ 当該電磁的記録をフレキシブルカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

四 電磁的記録（前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができ

ない特性を有するものに限る。）次に掲げる方法であって、法人がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 前号イからハマまでに掲げる方法

ロ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ（日本工業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。別表第一の七の項チにおいて同じ。）に複写したものの交付

ハ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。別表第一の七の項リにおいて同じ。）に複写したものの交付

ニ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するもの

に限る。別表第一の七の項又において同じ。)に複写したものの交付  
 ホ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。別表第一の七の項ルにおいて同じ。)に複写したものの交付

第4条 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- 二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

第5条 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
- 二 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

別表第一

法人文書の種別	開示の実施の方法
一 文書又は図画(二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧
	ハ 複写機により複写したものの交付
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
	へ スキャナにより読みとってできた電磁的記録をFDに複写したものの交付
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付
二 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧
	ハ 用紙に印刷したものの交付
三 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧
	ロ 印画紙に印画したものの交付

四 スライド（九の項に該当するものを除く。）	イ 専用機器により映写したものの閲覧
	ロ 印画紙に印画したものの交付
五 録音テープ（九の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付
六 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付
七 電磁的記録（五の項、六の項又は八の項に該当するものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲覧
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
	ハ 用紙に出力したものの交付
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付
	ホ F Dに複写したものの交付
	ヘ C D-Rに複写したものの交付
	ト D V D-Rに複写したものの交付
	チ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付
	リ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付
	ヌ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付
	ル 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付
八 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付
九 スライド及び録音テープ（第九条第五項に規定する場合におけるものに限る。）	イ 専用機器により再生したものの視聴
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付

備考 一の項ハ、二の項ハ又は七の項ハの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。